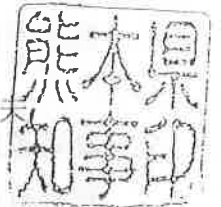


特定個人情報保護評価等に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について
(実施機関諮問)

県情文第446号
平成26年10月16日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲 島 郁



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）

下記の事項について、熊本県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

特定個人情報保護評価等に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について

2 内容

別紙のとおり

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正に伴い関係規定を整理するとともに、個人情報保護制度審議会の所掌事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による特定個人情報保護評価に関する事項を加える等の必要がある。

3 内容

- (1) 独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第16条関係）
- (2) 個人情報保護制度審議会の所掌事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを加える。（第35条関係）
- (3) 個人情報保護制度審議会の委員定数を6人以内とする。（第35条関係）
- (4) その他規定の整理を行う。（第36条、第47条関係）
- (5) この条例は、公布の日から施行する。ただし、(1)は、平成27年4月1日から施行する。
- (6) この条例の施行の日以後最初に任命される個人情報保護制度審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の第35条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該審議会の委員である者の委員としての残任期間の末日までとする。